

別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準(第四条の十五関係)

(平二一規則七五・追加、平二一規則一二六・平二二規則三五・平二六規則二九・一部改正)

検証の対象	事項	基準
特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限る。)	算定の対象となる事業所の区域	一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域と一致していること。
	算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点がすべて選定されていること。
	算定に用いる活動量	一 エネルギーの供給を主たる事業とする事業者から供給されたエネルギーの使用量については、当該エネルギーの購入に係る当該事業者が発行した請求書等に記載された値と整合していること。 二 自らの設置する計量器により燃料等の使用量を計量している場合にあつては、当該計量器が適正なものと認められること。 三 活動量の算定期間が適正であること。
	算定の計算方法	一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。
	算定された量の値	一 計算に誤りがないこと。 二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。
基準排出量(条例第五条の十三第一項第二号イに規定する方法により算定したものに限る。)	算定の対象となる事業所の区域	一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域と一致していること。
	算定に用いる排出標準原単位	一 事業所の用途ごとに適切

		<p>な区分の排出標準原単位を用いていること。</p> <p>二 排出標準原単位の値に誤りがないこと。</p>
	算定に用いる排出活動指標値	<p>一 事業所の用途ごとに適切な区分の排出活動指標を用いていること。</p> <p>二 排出活動指標値が適正に測定されていること。</p>
	算定の計算方法	<p>一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。</p>
	算定された量の値	<p>一 計算に誤りがないこと。</p> <p>二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。</p>
都内削減量	算定の対象となる事業所等の区域	<p>一 事業所等の区域が知事が別に定める都内削減量を算定する単位となる事業所等の区域と一致していること。</p>
	算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	<p>一 事業所等における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点がすべて選定されていること。</p>
	算定に用いる活動量	<p>一 エネルギーの供給を主たる事業とする事業者から供給されたエネルギーの使用量については、当該エネルギーの購入に係る当該事業者が発行した請求書等に記載された値と整合していること。</p> <p>二 自らの設置する計量器により燃料等の使用量を計量している場合にあつては、当該計量器が適正なものと認められること。</p> <p>三 活動量の算定期間が適正であること。</p>

	対策の実施	一 第四条の十一の二第二号に規定する知事が別に定める対策が適正に実施されていること。
	算定の計算方法	一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。
	算定された量の値	一 計算に誤りがないこと。 二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。
都外削減量	算定の対象となる事業所の区域	一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域と一致していること。
	算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点	一 事業所における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点がすべて選定されていること。
	算定に用いる活動量	一 エネルギーの供給を主たる事業とする事業者から供給されたエネルギーの使用量については、当該エネルギーの購入に係る当該事業者が発行した請求書等に記載された値と整合していること。 二 自らの設置する計量器により燃料等の使用量を計量している場合にあつては、当該計量器が適正なものと認められること。 三 活動量の算定期間が適正であること。
	対策の実施	一 第四条の十一の三第一項に規定する地球温暖化の対策の推進の程度が同項の知事が別に定める基準に適合すること。

	算定の計算方法	一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。
	算定された量の値	一 計算に誤りがないこと。 二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。
その他ガス削減量	算定の対象となる事業所の区域	一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域と一致していること。
	算定の対象となる事業活動	一 その他ガス削減量の算定に係る事業活動が第四条の九の二に規定する知事が別に定める方法により選定されていること。
	算定に用いる活動量	一 活動量の測定方法が知事が別に定める基準に基づき適正なものと認められること。 二 活動量の算定期間が適正であること。
	算定の計算方法	一 この規則又は第四条の九の二第三項の規定により知事が適切と認めた方法に従っていること。
	算定された量の値	一 計算に誤りがないこと。 二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。
電気等環境価値保有量	算定に用いる電力量	一 電力量の測定が適正に行われていると認められること。 二 電力量の測定期間が適正であること。
	算定の計算方法	一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。
	算定された量の値	一 計算に誤りがないこと。 二 有効数字、端数等の取扱

		いに誤りがないこと。
	電気等の環境価値の帰属	一 電気等の環境価値が、当該事業者以外の者に移転されていないこと。

備考 登録検証機関が検証を行うことが特に困難である場合として知事が別に定める場合に該当するときは、特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限る。)の項及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第二号イに規定する方法により算定したものに限る。)の項の事項の欄に規定する事項のうち、知事が別に定めるものを検証を受ける事項から除くものとする。